

組合員のみなさまへ

文部科学省共済組合本部

共済組合における個人番号（マイナンバー）を利用した
情報連携（試行運用）の開始について

共済組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「番号法」）に基づく、「個人番号利用事務実施者」とされております。マイナンバーを利用することで、他の行政機関等に対し、組合員等の個人情報の照会や提供（情報連携）をすることが可能となり、共済組合及び組合員・被扶養者双方にとって、添付書類の削減等、利便性の向上が期待されているところです。

この度、国家公務員共済組合においては、平成30年7月から情報連携が開始されます。

なお、開始後3～4か月程度は試行運用期間とされております。

この試行運用期間中は、情報ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と、従来どおり添付書類を用いた事務処理との間で、齟齬がないか確認・検証する運用期間となっております。

このため、組合員のみなさまのお手続きの際、情報照会を希望される方は添付書類と併せて同意書の提出をお願いすることとなります。

7月以降、情報連携により省略できる書類は別添一覧のとおりですが、試行運用期間中は下記の手続きのみとなりますのでご了承ください。

また、今後、マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始された際には、同意書の提出により、従来どおりの添付書類を省略することが可能となる予定です。

については、下記の事務手続きの際、情報照会における同意書の提出について、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

○同意書の提出が必要な短期給付に関する事務手続き

事務手続名	左記情報を確認するために 従来必要だった添付書類
被扶養者の認定（同居を要件とする者）	住民票の写し
高齢受給者の一部負担割合の軽減の認定（住民税非課税者等）	課税証明書
入院時食事療養費の支給申請（住民税非課税者等）	課税証明書
入院時生活療養費の支給申請（住民税非課税者等）	課税証明書
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請（住民税非課税者等）	課税証明書

○同意書に際しての注意事項

- ・ 利用目的をご確認の上、同意する場合は同意書を提出してください。
- ・ 同意書の様式及び提出については、各支部の共済担当者にお問い合わせください。

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類 (H30.7版)

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	試行運用対象
531	39	24の2-8イ	28-5	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	○ ※共済短期対象者
532	39	24の2-8ロ	28-6	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
533	39	24の2-8ハ	28-7	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
534	39	24の2-9イ	28-15	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	○ ※共済短期対象者
535	39	24の2-9ロ	28-16	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
536	39	24の2-9ハ	28-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
537	39	24の2-10	28-39	支払未済の給付に係る受給者の確認	国家公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
538	39	24の2-11	28-43	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の70歳以上の組合員が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
539	39	24の2-12	28-46	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時食事療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
540	39	24の2-13	28-48	入院時生活療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時生活療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
541	39	24の2-1	28-64	他の法令による療養との調整(介護保険)	国家公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
542	39	24の2-2	28-68	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
543	39	24の2-14	28-70	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
544	39	24の2-15	28-76	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
545	39	24の2-3イ	28-78	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書(医療)	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	○ ※共済短期対象者
546	39	24の2-3ロ	28-79	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
547	39	24の2-3ハ	28-80	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書(介護)	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者

■情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（H30.7版）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	試行運用対象
548	39	24の2-4イ	28-84	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	○ ※共済短期対象者
549	39	24の2-4イ	28-86	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	○ ※共済短期対象者
550	39	24の2-5	28-88	埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	○ ※共済短期対象者
551	39	24の2-5	28-90	家族埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、被扶養者が死亡した際に、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	○ ※共済短期対象者
552	39	24の2-6	28-92	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	国家公務員共済組合の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	○ ※共済短期対象者
553	39	24の2-7イ	28-94	傷病手当金の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
554	39	24の2-4ロ	28-124	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者
555	39	24の2-4ロ	28-125	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	○ ※共済短期対象者